

全国高校生自然環境サミット指導委員会会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、全国高校生自然環境サミット指導委員会（以下「指導委員会」とする。）と称する。

第2条（目的）

指導委員会は、全国高校生自然環境サミット開催（以下「サミット」とする。）に関わる事項について、協議・支援することを目的とする。

第3条（事業）

指導委員会は、第2条の目的を遂行するために以下の事項を行う。

- (1) 各年度のサミット開催地の決定に関する事
- (2) 各年度のサミットを開催する「全国高校生自然環境サミット実行委員会（生徒の組織）」の設置、活動支援及び指導に関する事
- (3) サミット関係者間の連絡、情報交換に関する事
- (4) サミット開催方針の協議・決定に関する事
- (5) その他、継続的なサミット開催に必要な事

第2章 委 員

第4条（委員の委嘱）

指導委員は、以下のいずれかの要件を満たす者で、会長が委嘱する。

- (1) サミット参加校で、参加生徒の指導にあたる職員。
- (2) 指導委員会の目的に賛同する個人。

第5条（任期）

委員の任期は、委嘱の当該年度末までとする。

第3章 役 員

第6条（役員）

本会に以下の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（3名程度）
- (3) 代表理事（若干名）
- (4) 理事（10名程度）

- 2 会長は、群馬県立尾瀬高等学校の校長とする。
- 3 副会長は、高知県立四万十高等学校の校長、及び今年度開催校、次年度開催校の校長とする。
- 4 理事は、委員の中から会長が委嘱する。
- 5 代表理事は、理事会の互選により決定する。

第7条（役員任期）

役員任期は、1年とし、4月1日より3月31日とする。役員再選はこれを妨げない。

なお、代表理事の任期は定めない。

第4章 会 議

第8条（会議の種別および構成）

本会の会議は、総会、理事会とする。

- (1) 総会は、委員を持って構成する。
- (2) 理事会は、理事を持って構成する。

第9条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員選任及び解任
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則及び諸規定の改正
- (5) その他の重要事項

2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

3 総会は原則として各年度のサミット開催時、及び年度末に開催する。

第10条（理事会）

理事は、理事会を構成する。

2 理事会は、会長が招集し、会務の重要事項を処理し、本会運営の責にあたる。

3 理事会は、理事現在数の半数以上の者が出席しなければ、その議事を議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表明した者は出席と見なす。

4 理事会は原則として年3回（8月、12月、3月）開催する。

第5章 会 計

第11条（会計）

本会の経費は、次の収入をもってあてる。会計年度は4月1日から3月31日までとする。

- (1) 助成金等
- (2) 寄付金
- (3) その他

第6章 事 務 局

第12条（事務局の所在）

本会の事務局は、群馬県立尾瀬高等学校（群馬県沼田市利根町平川1406）に置く。

第13条（事務局の構成）

本会の会務を遂行するため、会長は事務局員を委嘱し、事務局を構成する。

附 則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。平成19年12月26日改正

平成23年8月3日改正

2 指導委員会の事業を行うための詳細は別に定める。

3 本会の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。